

平成23年度 低公害車導入促進助成金交付要領

(総 則)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が低公害車を導入した場合、購入費用の一部を助成することとし、もって、会員の行う環境対策事業を奨励するとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

「低公害車」とは、CNGトラック、ハイブリッドトラックをいう。

2 「CNGトラック」とは、CNG自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量2.5トン超の自動車をいう。

3 「ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量2.5トン超の自動車をいう。

4 助成対象事業者は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要領に定める助成事業は、平成23年12月31日までとする。

(助成金額等)

第4条 助成金の対象となる車両は平成24年2月28日までに登録を完了するものでなければならない。

2 この助成金の助成率及び金額は、別表によるものとし、1社当たりの助成台数は、上限を10台とする。

(助成金交付申請)

第5条 この助成金の申請は、会員事業者が別に定める様式「低公害車助成交付申請書」により行うものとする。

2 前項の申請には、協会で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の交付限度)

第7条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(導入方法)

第8条 買取り、リースいずれについても助成対象とするが、割賦は助成対象としない。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要領は、平成15年11月26日より実施する。